

平成 18 年 9 月 7 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」等の一部改正に係る
留意事項について

健康管理手帳所持者が受ける健康診断の実施については、平成 18 年 9 月 7 日付け基発第 0907005 号「「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」等の一部改正について」（以下「改正通達」という。）によりその取扱いが示されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 現に存する労災保険の適用を受けない者（現在既に健康管理手帳を所持している者）の取扱い
 - (1) 現に存する労災保険の適用を受けない者（改正通達記の 3 による改正後の昭和 47 年 11 月 29 日付け基発第 762 号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（以下「新運営通達」という。）記の 6 の(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者（現在既に健康管理手帳を所持している者）をいう。以下同じ。）のうち、新運営通達記の 6 の(1)のイ又はハに掲げる者（旧国鉄職員又は旧郵政職員）については、次に掲げるところによること。
 - イ その者に対し、新運営通達記の 6 の(3)のニに掲げる事項を説明すること。
 - ロ その者に対し、その所持する健康管理手帳の返却を求め、新運営通達別添 4 に示すところにより、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を当該健康管理手帳に追記すること。なお、当該健康管理手帳の返却又は追記後の送付を郵送で行う場合における当該郵送に係る費用は、都道府県労働局が負担すること。
 - ハ その者がこれまで健康診断を受診してきた委託医療機関に対し、次に掲げる事項を説明するとともに、新運営通達別添 1 及び別添 2 のとおり、当該委託医療機関との契約書及び契約書第 3 条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項を改めること。

- (イ) 新運営通達記の6の(3)の二の(イ)に掲げる事項
 - (ロ) 健康診断費の請求先が従前とは異なること
 - (ハ) 健康診断費の請求に係る連絡先
- (2) 現に存する労災保険の適用を受けない者のうち、6の(1)のロに掲げる者（地方公務員であった者）については、次に掲げるところによること。
- イ 別途本省労働衛生課から連絡する地方公共団体の連絡先に対し、労災保険の適用を受けない者に係る取扱い等必要な事項を説明した上で、当該地方公共団体における健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施方法、健康診断費等の支払いの方法等について、書面による情報提供（当該書面の例として、新運営通達別添5を参照）を求めること。
 - ロ イの情報提供があったときは、遅滞なく本省労働衛生課あて報告するとともに、現在既に健康管理手帳を所持している者については、上記(1)のイからハに掲げるところによること。
- (3) 平成18年9月30日時点において既に健康管理手帳を所持している者について、同年10月6日までに、運営通達別紙様式第3号により本省労働衛生課あて報告すること。

2 委託医療機関との間の契約等の取扱い

- (1) 新運営通達記の6の(2)の労災保険の適用を受けない申請者に対し、新たに健康管理手帳を交付することとなる場合において、その者が健康診断を受診すると見込まれる委託医療機関との間の契約等については、当該健康診断が実施される前に改める必要があることから、健康管理手帳の交付の申請があった段階で契約を改める必要性の有無を確認する等、契約を改めるに当たって十分な時間的余裕を確保するようにすること。
- (2) これまでに締結してきた委託医療機関との間の契約等のうち、上記1の(1)のハに掲げるところにより改める契約等以外の契約等についても、新運営通達別添1及び別添2のとおり改める必要がある。これらについては、必ずしも直ちに改めなければならないものではないが、適宜機会を捉えて改めるようにすること。

3 改正通達及び本通達に示す取扱いに関し、不明な点等がある場合には、本省労働衛生課あて協議すること。